

随意契約の公表（令和7年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税込)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
道路整備課	(株)第一テクノ 関東支店	さいたま市桜区南元宿2-34-11	三原隧道制御盤移設他工事	朝霞市三原3丁目地内	電気工事	排水ポンプの制御盤移設及びポンプ更新工事	R7.6.30	R8.3.13	14,004,540	排水ポンプの制御盤を冠水対策のため地上に移設及び定期点検の際に、ポンプ本体の腐食等も確認されたため更新を行う。来年度の出水期までに完了させる必要があり、当該設備の保守点検をしており、当該設備について熟知している業者にて施工することで工期短縮できるため、(株)第一テクノを選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
資源リサイクル課	カナデビア(株) 東京本社	東京都品川区南大井六-26-3	ごみ焼却処理施設2号炉定期補修工事	朝霞市大字浜崎390-45	清掃施設工事	燃焼設備、燃焼ガス冷却設備の整備	R7.6.16	R8.1.31	95,150,000	和光市とのごみ処理広域化の協議に伴い、新施設の整備完了・稼働までの期間が5年程度必要なことから、現施設の安定的稼働を維持するための補修工事に、施設の設計施工業者であるカナデビア(株)の技術・知見が必要となるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
資源リサイクル課	クボタ環境エンジニアリング(株) 本店	東京都中央区京橋2-1-3	粗大ごみ処理施設整備工事	朝霞市大字浜崎390-45	機械器具設置工事	磁選機、バグフィルタ、サイクロン、破碎機の整備	R7.8.5	R8.3.23	21,560,000	整備対象の機器は破碎に関する重要な機器であり、整備対象に特殊な部品を使用する破碎機であることから、円滑な部品供給や設計意図に基づく機能回復作業が求められるため、製造会社であるクボタ環境エンジニアリング(株)を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
水道施設課	昱(株) 北関東支店	さいたま市大宮桜木町1-11-9	泉水浄水場No.5配水ポンプ修繕工事	朝霞市泉水2-13-1(泉水浄水場)	機械器具設置工事	配水ポンプの分解整備、消耗部品交換	R7.7.1	R8.3.13	4,180,000	本工事は、(株)日立製であるポンプを同社工場に持込み分解整備を行うものであり、メーカー指定の整備基準値に基づく専門的な技術を要する等、整備後の性能保証も持たせる必要があることから、(株)日立の特約店である昱(株)と契約した。 <地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号を適用>
水道施設課	荏原商事(株) 関東支社	さいたま市大宮区錦町682-2	岡浄水場No.3配水ポンプ修繕工事	朝霞市岡2-2-43(岡浄水場)	機械器具設置工事	配水ポンプの分解整備、消耗部品交換	R7.7.1	R8.3.13	4,312,000	本工事は、(株)荏原製ポンプを同社工場に持込み分解整備を行うものであり、メーカー指定の整備基準値に基づく専門的な技術を要するほか、整備後の性能保証も持たせる必要があることから、(株)荏原の特約店である荏原商事(株)と契約した。 <地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号を適用>
学校給食課	(株)中西製作所 北関東支店	さいたま市北区吉野町2-177-1	溝沼学校給食センター自動揚物機交換工事	朝霞市溝沼1029-8	機械器具設置工事	調理室内自動揚物機(フライヤー)の交換工事	R7.8.27	R7.10.31	19,800,000	稼働開始から23年経過した設備であることから、部品の供給が終了し修繕不可能な状況にある。児童、生徒にできる限り早急に十分な学校給食を提供するため緊急で器具の交換工事を実施する必要があり、過去に実績のある業者を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
中央公民館	協和工業(株) 本店	富士見市針ヶ谷1-9-9	南朝霞公民館LED化改修工事	朝霞市溝沼1-5-24(南朝霞公民館)	電気工事	LED改修 64灯	R7.6.24	R7.9.30	2,665,300	現に工事施工中(南朝霞公民館空気調和設備改修工事)の施工業者に履行させることで、工期または履行期間の短縮、経費の節減が確保でき、有利と認められるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>